

## 受注型企画旅行見積書

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

お申込者

(法人名)

日本流通学会

代表者名

(契約責任者名)

日本大学 井上真里 様

平成 30 年 12 月 17 日

株式会社ビーエス観光

観光庁長官登録旅行業第 347 号

一社) 日本旅行業協会正会員

〒105-0004 東京都港区新橋 3-2-7-2F

営業日：月～金 9 時 30 分～18 時

土・日・祝日休業

TEL：03-3502-4022 FAX：03-3502-5416

総合旅行業務取扱管理者 水野 剛

担当者

伊藤 聡子

担当者の説明にご不明な点がございましたら、ご遠

慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい

### 1. 団体の名称、人員、旅行期間、旅行日程等

ご旅行名	日本流通学会 タイ視察調査		
申込み人員	大人 15～20 名様、小人	名様、その他	名様 合計 15～20 名様
旅行期間	平成 31 年 3 月 11 日(月) ～ 3 月 15 日(金) 5 日間		
旅行日程	別添「ご旅行日程表 3」をご参照下さい	方面	タイ
その他			

### 2. ご旅行代金

有料	添乗員	含まれる企画料金
15 名様ご参加の場合 お一人様 123,000 円	0 名	6,150 円
18 名様ご参加の場合 お一人様 119,500 円	0 名	6,000 円
20 名様ご参加の場合 お一人様 117,750 円	0 名	5,900 円

上記は羽田発着を想定。他空港ご利用の場合は航空運賃差額が発生します。

※ご旅行の参加者数変動した場合は、ご旅行代金を変更させて頂くことがあります

追加代金等その他料金	
一人部屋差額	: 3 泊で 21,000 円
客室アップグレード差額 (パタヤ)	: 1 泊で 3,000 円

※お申込み時の空室状況によりご用意差しあげられない場合がございます。ご承知おきください。

### 3. 旅行代金のお支払い

お支払期限までに下記の金融機関にお振り込み下さい		振込口座
旅行代金	<p>募集締切り後すみやかに弊社より全額一括にて請求書をお送りいたします</p> <p>※申込書の受領をもって正式お申込み受けとさせていただきます。旅行代金のお納め前であっても申込書のご提出後にご参加のお取消しがあった場合は、契約規定に応じた取消料を申し受けます。あらかじめご了承ください。</p>	<p>みずほ銀行新橋支店 普)1938173 (株)E-EX観光</p>

### 4. 旅行代金に含まれるもの

<p>(1) ご旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道・貸切バスなど利用運送機関の運賃・料金 ※この運賃・料金には運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします）を含みません</p> <p>(2) ご旅行日程に明示したホテルの基本宿泊料金およびサービス料金（2人部屋利用）</p> <p>(3) ご旅行日程に明示した食事（朝3回/昼0回/夕3回）料金及びサービス料金</p> <p>(4) ご旅行日程に明示した観光の入場料・拝観料・日本語ガイド料</p> <p>(5) 当旅行計画作成にかかる企画料金</p>
---

### 5. 旅行代金に含まれないもの

<p>(1) 空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金、渡航手続き手数料（詳細は請求書に記載）</p> <p>(2) 一人部屋差額（ご利用の方のみ21,000円）</p> <p>(3) 客室アップグレード差額（ご希望者のみ3,000円）</p> <p>(4) 日程表以外に行動される場合の費用</p> <p>(5) 個人的性格な費用（集合場所までの交通費、電話・電報料、クリーニング代、追加飲食費用等）</p> <p>(6) 超過手荷物料金</p> <p>(7) 任意の旅行傷害保険料</p>
--

### 6. お取消の場合の企画料金・取消料について

<p>(1) お客様はいつでも次に定める企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。下表でいう旅行契約解除期日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨お申し出頂いたときを基準とします</p> <p>① ご旅行出発日の30日より前 : 企画料金のみ頂きます</p> <p>② ご旅行出発日の30日前から7日前まで : 旅行代金の20%</p> <p>③ ご旅行出発日の6日前から3日前まで : 旅行代金の30%</p> <p>④ ご旅行出発日の前々日から当日 : 旅行代金の50%</p> <p>⑤ ご旅行開始後の解除及び無連絡不参加 : 旅行代金の100%</p> <p>(2) 航空公示運賃、貸切船舶等を利用される場合は、上記の表によらず、別途ご案内する規定によります</p> <p>(3) お客様が当社所定の日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除したものと見なします。この場合、お客様は当社に対し前項の企画料金又は取消料に相当する違約金を支払わなければなりません</p>
---

### 7. 旅行条件の基準日

この旅行条件は、平成30年12月17日現在の運賃・料金を基準としています
--------------------------------------

### 8. その他

ここに明示していない事項については弊社旅行業約款によります
-------------------------------